

玉名市過疎地域持続的発展計画

(令和4年度～令和7年度)

令和6年 月

熊本県玉名市

1	基本的な事項	1
(1)	玉名市の概況	1
(2)	人口の推移と動向	2
(3)	市町村行財政の状況	5
(4)	地域の持続的発展の基本方針	7
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	8
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7)	計画期間	8
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	8
2	移住・定住・地域間交流の促進	10
(1)	移住・定住の促進	10
(2)	地域間交流の促進	11
(3)	人材育成	11
(4)	計画	12
3	産業の振興	13
(1)	農業	13
(2)	林業	14
(3)	商工業	14
(4)	情報通信産業	15
(5)	観光	16
(6)	計画	17
(7)	産業振興促進事項	18
(8)	公共施設等総合管理計画等との整合	18
4	地域における情報化	19
(1)	地域における情報化	19
(2)	計画	20
(3)	公共施設等総合管理計画等との整合	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	21
(1)	国道等の主要幹線道路	21
(2)	市道等の生活道路	22
(3)	農道	22
(4)	公共交通	23
(5)	計画	24
(6)	公共施設等総合管理計画等との整合	24
6	生活環境の整備	25
(1)	水道	25
(2)	下水道等	25
(3)	ごみ処理施設	26
(4)	し尿処理施設	27
(5)	消防施設	27

(6) 市営住宅	28
(7) 防災・交通安全・防犯対策	28
(8) 危険家屋等の対策	29
(9) 生活排水の対策	29
(10) 計画	30
(11) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	31
(1) 子育て環境の確保	31
(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進	31
(3) 障がい者の保健・福祉の向上及び増進	32
(4) 計画	33
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
8 医療の確保	34
(1) 医療の確保	34
9 教育の振興	35
(1) 学校教育	35
(2) 生涯学習	36
(3) スポーツ	38
(4) 計画	38
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
10 集落の整備	40
(1) 集落の整備	40
(2) 計画	41
11 地域文化の振興等	42
(1) 地域文化の振興等	42
12 再生可能エネルギーの利用の推進	43
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進	43
(2) 計画	43
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1) 景観形成	44
(2) 計画	44
事業計画（令和4年度から令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	
.....	45

1 基本的な事項

(1) 玉名市の概況

ア 玉名市の自然的、歴史的社会的経済的諸条件

本市は、平成 17（2005）年 10 月 3 日に玉名市、岱明町、横島町及び天水町の 1 市 3 町が合併して発足した新設市です。熊本県の北西部に位置し、南北の距離は約 17km、東西は約 14.5km、市域の面積は約 152.6 km²です。

古来から豊かな暮らしを物語る遺跡や有明海から外海へと広がる交流を示す遺物が出土するなど、菊池川と豊かな海がもたらす恵みとともに繁栄を続けてきました。明治以降は、干拓による米の生産、鉄道の開通による発展に加え、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然による農林水産業が盛んな地域へと発展してきました。

また本市は、熊本県北地域の拠点都市であり、九州のほぼ真ん中、熊本都市圏と福岡都市圏の間に位置しています。市の中央には九州新幹線新玉名駅があり、JR鹿児島本線では、玉名駅をはじめ3つの駅を有しています。さらに、九州縦貫自動車道菊水インターチェンジや南関インターチェンジ、長洲港と長崎県の高崎港とを結ぶ有明フェリーを近隣に有するなど、広域交通の便にも恵まれています。

そして、1300 余年の歴史と優秀な泉質を誇る玉名温泉や、夏目漱石ゆかりの小天温泉をはじめ、装飾古墳など歴史文化の観光資源を有し、山鹿、菊池との連携による広域観光エリアの拠点としての発展も期待されます。

イ 天水地域の状況

天水地域は、熊本市の北西部に隣接し、県立自然公園に指定された金峰山系の熊ノ岳（二ノ岳）・三ノ岳の緩やかな傾斜面を活用したみかんなどの果樹栽培が盛んな中山間地と田園地帯からなる地域で自然的資源に恵まれています。

地域内には、夏目漱石の小説「草枕」の舞台となった「前田家別邸」をはじめ、「草枕温泉てんすい」、「草枕交流館」などの交流施設や、有明海、雲仙普賢岳を見渡せる「実山展望公園」など風光明媚な地域です。また、熊本の名水百選にも選ばれた「尾田の丸池」や俳優の「笠智衆の生家」など、豊かな自然と地域の歴史を感じることができる地域資源が数多く点在しています。

第 1 次産業人口の割合が市内の中で高く、本地域に広がる田園地帯では、イチゴ・トマト・ミニトマトの施設園芸や稲作が盛んに行われています。また、有明海を望む丘陵地では、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地となっています。

本地域の主要な幹線道路として、国道 501 号や県道が配置されています。上水道については、地域内の一部が簡易水道により整備されています。下水道等については、地域内の一部（玉水地区の一部）が農業集落排水事業により整備されており、その他の地区は合併処理浄化槽等による整備が進められています。

本市において人口減少や少子高齢化が急速に進む中、本地域の生活環境の整備や基幹産業である農業の振興を図るために、これまで地域内道路網や生産基盤の整備、地域資源の磨き上げを進め、市の均衡ある発展を目指した取組を行ってきました。

しかしながら、令和 2（2020）年の国勢調査の結果から天水地域の人口は 5,580 人、人口密度は 259.8 人/km² と市全体（421.3 人/km²）に比べて低い状況にあります。また、高齢化率も 39.1%と市全体（34.2%）に比べて高い状況でもあります。そのため、人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下と、地域を担う基幹産業である農業の衰退が危惧されます。

このような中で、過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号））の規定により公示された旧市町村として、本市の南東部に位置する合併前の天水町が過疎地域の対象となりました。

（2）人口の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口は、昭和 30（1955）年の 78,716 人をピークに減少や増加を繰り返し、平成 12（2000）年以降は減少し続け、令和 2（2020）年には、64,292 人となっています。また、昭和 55（1980）年からの 40 年間では 11.1%もの人口が減少しています。

人口減少の傾向は、今後も継続することが予測され、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計では、令和 12（2030）年には、57,003 人と令和 2（2020）年からの 10 年間で 11.3%減少する見込みとなっています。

年齢 3 区分別人口割合は、令和 2（2020）年の年少人口（0～14 歳）が 12.4%、生産年齢人口（15～64 歳）が 53.0%、老年人口（65 歳以上）が 34.2%であったものが、令和 12（2030）年には、年少人口が 12.1%、生産年齢人口が 49.6%、老年人口が 38.3%と、少子高齢化がさらに進展することが見込まれています。

天水地域でみると、人口は昭和 55（1980）年には、7,652 人であったものが、令和 2（2020）年には、5,580 人と 27.1%もの人口が減少しています。年少人口は 64.9%、生産年齢人口も 43.9%もの人口が減少している一方で、老年人口は 2.2 倍の増加となっています。令和 2（2020）年の年齢 3 区分別人口割合は、年少人口が 10.2%、生産年齢人口が 50.6%、老年人口が 39.1%と少子高齢化の進展がより顕著に表れており、今後もこの傾向は続くものと予測されます。

人口減少が続く中、世帯数は増加傾向にあり、玉名市全体では平成 27（2015）年の 24,474 世帯から令和 2（2020）年には 25,278 世帯に増加していますが、1 世帯当たり人員は 2.73 人から 2.54 人に減少しています。単身世帯の増加や核家族化、外国人技能実習生の受け入れの増加が要因として考えられ、今後は、高齢者の単身世帯の増加も予測されています。

表 1-1 人口の推移（国勢調査）

（市全体）

区分		昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		72,324	73,319	1.4%	71,851	-2.0%	66,782	-7.1%	64,292	-3.7%
0 歳～14 歳		15,665	14,164	-9.6%	10,071	-28.9%	8,477	-15.8%	7,960	-6.1%
15 歳～64 歳		47,516	47,096	-0.9%	43,419	-7.8%	37,301	-14.1%	34,050	-8.7%
	うち 15 歳 ～29 歳 (a)	14,248	12,228	-14.2%	11,627	-4.9%	9,036	-22.3%	8,209	-9.2%
65 歳以上 (b)		9,143	12,026	31.5%	18,319	52.3%	20,826	13.7%	21,983	5.6%
(a)/総数 若年者比率		19.7%	16.7%	-	16.2%	-	13.5%	-	12.8%	-
(b)/総数 高齢者比率		12.6%	16.4%	-	25.5%	-	31.2%	-	34.2%	-

※人口総数は、年齢不詳者を含む。

（天水地域）

区分		昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		7,652	7,481	-2.2%	6,843	-8.5%	6,059	-11.5%	5,580	-7.9%
0 歳～14 歳		1,626	1,443	-11.3%	918	-36.4%	715	-22.1%	571	-20.1%
15 歳～64 歳		5,033	4,752	-5.6%	4,019	-15.4%	3,239	-19.4%	2,822	-12.9%
	うち 15 歳 ～29 歳 (a)	1,511	1,174	-22.3%	1,009	-14.1%	684	-32.2%	679	-0.7%
65 歳以上 (b)		993	1,286	29.5%	1,902	47.9%	2,102	10.5%	2,182	3.8%
(a)/総数 若年者比率		19.7%	15.7%	-	14.7%	-	11.3%	-	12.2%	-
(b)/総数 高齢者比率		13.0%	17.2%	-	27.8%	-	34.7%	-	39.1%	-

※人口総数は、年齢不詳者を含む。

表 1-2 人口の見通し（玉名市人口ビジョン）



イ 産業の推移と動向

本市の就業者数については、令和 2（2020）年国勢調査で 31,132 人となっています。産業構造を産業別就業者比率でみると、第一次産業は 16.9%、第二次産業は 25.0%、第三次産業は 58.1%となっています。第一次産業の就業人口比率は平成 27（2015）年までは減少傾向にあったものの、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年でみると、微増となっています。第二次産業の就業人口比率は平成 2（1990）年までは増加傾向にあったものの、その後は減少に転じています。一方で、第三次産業の就業人口比率は増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

天水地域の就業者数は 3,174 人で、産業別就業者比率は、第一次産業は 47.4%、第二次産業は 14.0%、第三次産業は 38.3%となっています。市全体と比べて、第一次産業の割合が高く、第二次産業と第三次産業が低い点が特徴となっています。この産業別就業者比率は、本市の横島地域も同様であり、第一次産業の「農業が地域の基幹産業」となります。

表 1-3 産業別人口の動向（国勢調査）

（市全体）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	35,211	35,148	-0.2%	33,692	-4.1%	31,192	-7.4%	31,132	-0.2%
第一次産業 就業人口比率	33.5%	24.4%	-	19.1%	-	16.8%	-	16.9%	-
第二次産業 就業人口比率	26.1%	31.9%	-	27.5%	-	25.5%	-	25.0%	-
第三次産業 就業人口比率	40.3%	43.7%	-	53.4%	-	57.8%	-	58.1%	-

※総数は分類不能の産業を含む（第一次～第三次比率合計 ≠ 100%）

（天水地域）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,997	4,099	2.6%	3,900	-4.9%	3,330	-14.6%	3,174	-4.7%
第一次産業 就業人口比率	65.0%	58.7%	-	49.9%	-	46.4%	-	47.4%	-
第二次産業 就業人口比率	9.8%	14.4%	-	13.7%	-	14.6%	-	14.0%	-
第三次産業 就業人口比率	25.0%	26.9%	-	36.4%	-	38.2%	-	38.3%	-

※総数は分類不能の産業を含む（第一次～第三次比率合計 ≠ 100%）

（３）市町村行財政の状況

ア 行財政の状況

地方分権改革に伴い、自治体が地域の自主性や自立性を高め、自らの考えや責任の下に取り組むことが重要となります。一方で、景気の低迷や人口減少は、地方税の税収の伸び悩みのほか地方交付税の縮減に影響を及ぼし、地方財政は非常に厳しい状況にあります。

少子高齢社会による社会保障関係経費や合併特例債の償還による公債費比率が高い水準で推移する中、市町合併の特例措置である普通交付税の合併算定替が令和 2（2020）年度で終了し、さらには、新型コロナウイルス感染症対策経費や老朽化した公共施設・インフラ等の更新も見込まれ、今後は財源不足が避けられない状況にあります。このため、本市の財政状況を的確に捉え、自主財源の一層の確保や受益者負担の適正化を図るとともに、行政評価の結果を予算編成に反映するなど、行財政改革を強力に推進する必要があります。また、中長期にわたって持続可能な財政運営を行うとともに、基金を計画的に運用し、健全な財政運営を維持する必要があります。

また、少子高齢化や人口減少等による社会構造の変化が進展し、財政的、人的な経営資源の制約が強まる中、多様化・複雑化する住民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提

供が求められており、成果を重視した高いコスト意識の下、効率的な行財政運営や質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していく必要があります。

表 1-4 市町村財政の状況（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	33,868,329	31,750,778	41,353,953
一般財源	18,285,130	18,867,398	18,438,933
国庫支出金	3,957,730	3,834,938	12,716,569
都道府県支出金	1,930,890	2,727,607	2,827,595
地方債	3,324,650	2,953,700	2,761,311
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	6,369,929	3,367,135	4,609,545
歳 出 総 額 B	32,932,195	30,548,177	40,072,456
義務的経費	13,599,223	14,299,091	15,560,826
投資的経費	4,083,512	4,635,348	4,339,403
うち普通建設事業	4,067,746	4,511,412	4,089,298
その他	15,249,460	11,613,738	20,172,227
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	936,134	1,202,601	1,281,497
翌年度へ繰り越すべき財源 D	65,440	91,187	431,093
実質収支 C-D	870,694	1,111,414	850,404
財政力指数	0.44	0.43	0.45
公債費負担比率 (%)	16.8	15.4	16.1
実質公債費比率 (%)	14.2	9.5	9.0
起債制限比率 (%)	-	6.9	7.6
経常収支比率 (%)	85.6	88.2	99.0
将来負担比率 (%)	98.2	8.9	15.5
地方債現在高	31,714,142	30,335,237	34,286,400

※表中「―」は、データが不在のため

イ 施設整備等の状況

平成 27 (2015) 年度末現在、本市が保有する公共施設の総延床面積は約 31.1 万㎡、市民 1 人当たりの延床面積は 4.6 ㎡であり、全国平均の 3.42 ㎡と比べても多くの公共施設（延床面積）を保有しています。本市が保有する公共施設に係る投資的経費は、平成 28 (2016) 年度から令和 37 (2055) 年度までの 40 年間の総額で 1,712 億円、年平均 42.8 億円が必要となる見込みであり、これは現状の公共施設に係る投資的経費の約 2.8 倍となります。

加えて、道路、橋梁、上水道、下水道等のインフラ資産についても、維持・更新に係る費用は、今後 40 年間の総額で 1,402.7 億円、年平均 35.1 億円が必要となる見込みとなっています。

公共施設とインフラ資産を合わせて、今後 40 年間の維持・更新に係る費用等を試算すると、その総額は 3,114.7 億円、年平均約 77.9 億円になると予測され、過去 5 年間の総額 143 億円（年平均約 28.5 億円）と比較すると 2.7 倍と大きく乖離しています。

厳しい財政状況が予測される中、現状では全ての公共施設等を維持・更新することは困難であることが想定されるため、総保有量の抑制・圧縮を行うとともに、旧合併市町を越えて、施設重視ではなく機能重視により施設の共用化・複合化を促進していく必要があります。また、適切な施設の維持管理と運営方法の工夫による施設の管理運営の効率化を図っていく必要があります。

表 1-5 主要公共施設等整備状況

	昭和 55 年度末	平成 2 年 度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年 度末
市町村道改良率（％）	-	-	-	-	52.1
市町村道舗装率（％）	-	-	-	-	91.1
農道延長（m）	-	-	-	-	262,376
耕地 1 ha 当たり農道延長（m）	-	-	-	-	50
林道延長（m）	-	-	-	14,082	14,444
林野 1ha 当たり林道延長（m）	-	-	-	5	6
水道普及率（％）	-	-	-	72.1	77.0
水洗化率（％）	-	-	-	87.5	90.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	3.7	3.7	-	18.4	16.9

※表中「-」は、データが不在のため

（４）地域の持続的発展の基本方針

本市では、「玉名市デジタル田園都市構想総合戦略」において、人口減少の克服と、将来にわたって成長力を確保し、「活力ある玉名市」を維持するために、4 つの基本目標と2つの横断的な目標を定め、人口減少対策、地方創生に取り組んでいます。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

本計画は、第２次玉名市総合計画後期計画及び玉名市デジタル田園都市構想総合戦略と進むべき方向性が同様であることから、これらの計画で示された玉名市の将来人口を本計画の目標として、以下のとおり設定します。

基本目標（市全体）	現状値（R2）	目標値（R7）
令和７年度の人口総数 （うち天水地域の人口総数）	64,292 人 (5,580 人)	62,056 人 (5,410 人)
15 歳未満の人口総数 （うち天水地域の人口総数）	7,960 人 (571 人)	8,000 人 (547 人)
人口の社会増減数	- 42 人	0 人

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価は、中間評価を令和６（2024）年度に、最終評価を令和８（2026）年度に実施し、評価結果は市ホームページ等で公表します。

（７）計画期間

計画期間は、令和４（2022）年４月１日から令和８（2026）年３月３１日までの４か年間とします。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成 28（2016）年３月に「玉名市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設利用者の安全・安心の確保は無論のこと、公民連携等の新しい事業手法の採用等により財政負担の平準化を図り、これからの市民ニーズの変化も見据えた、良質かつ持続可能な公共施設サービスの実現を目指しています。

本計画においても、「玉名市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、同計画に定める基本方針（５つの柱）に基づき、今後、必要となる事業を適切に実施していきます。

【玉名市公共施設等総合管理計画（基本方針 5つの柱）】

1 保有総量の抑制・圧縮

- ・今まで以上に人口減少と少子高齢化が進展するため、老朽化施設の統廃合等による根本的な保有総量の圧縮を行う。
- ・現在、既に整備に向け計画的な取組が進められているものを除き、新規事業を抑制する。
- ・施設の更新時期には、施設の配置状況・利用実態等を踏まえ、必ず複合化、機能転換、統廃合等の可能性を検討する。施設の統廃合及び供用廃止後は、早期の解体及び売却を進める。
- ・公共施設の約38%を占める学校施設を、地域ニーズに応じて有効活用する。

2 旧合併市町を越えて、施設重視ではなく機能重視により施設の共用化・複合化を促進

- ・多機能化を促進し、市民サービスを維持・向上させながら、公共施設を「資産」と位置付け、有効活用していく。
- ・各地区の特性を重視して、各地区均一の施設整備ではなく、連携・補完することにより、必要な機能を提供する。
- ・緊急性の高い施設は、低利用施設の有効活用、近接する類似施設の集約化・共用化、余剰スペース活用による施設の集約化・多機能化等を行い、先導的モデル事業につなげる。

3 適切な施設の維持管理と運営方法の工夫による施設の管理運営を効率化

- ・現状施設の劣化状況等の把握と物理的評価を実施し、公共施設マネジメントの視点と連動した「長期整備計画」を策定して、耐用年数の長寿命化を図りながら、施設の更新・維持管理コストのマネジメントとの相乗効果を図る。
- ・民間活力の活用・住民参加等の管理運営方法の見直し等多方面からの工夫により、長期的な財政バランスを維持する。

4 全庁を挙げた体制整備

- ・公共施設マネジメントや財産管理に総合的・戦略的に取り組むための体制を構築し、一貫した施設データの管理・更新を行う。
- ・個別の事業計画と全体方針との調整を行う。

5 市民・民間事業者との協働

- ・アウトソーシング計画を促進し、民間事業者の資金やノウハウを活用して施設の整備、更新、維持管理、運営をより効率的かつ効果的に行う。
- ・公共施設マネジメント白書の発行をはじめ、必要なデータを情報公開することにより、市民と行政とが問題意識の共有化を図り、市民と協働で課題解決に取り組む。

2 移住・定住・地域間交流の促進

(1) 移住・定住の促進

ア 現状と問題点

本市は、県平均と比較して出生率、婚姻率が低く、一方で高齢化率は高くなっています。

また、転出者が多く、特に 20 歳～39 歳の転出超過が目立ち、女性の流出が顕著です。この世代は、結婚・出産・子育ての時期に当たるため、慢性的な人口減少に陥っており、人口構造の変化が生じています。また、高校進学時に市外進学率が高いことも特徴の一つとなっています。

本市からの転出者は、熊本市をはじめとした近隣自治体が主な転出先であることから、若年層を中心とした流出防止策や移住・定住促進に注力する必要があります。

また、コロナ禍の影響や働き方改革により、働き方の変化や暮らしにおける価値観の多様化を見せています。

地域の担い手が少なくなっている中、関係人口の創出・拡大を図ることは、地域の担い手確保につながるとともに地域住民との交流により新たな価値を創出できることから積極的取組を推進する必要があります。

天水地域は、農村地域であり、農業経営体の法人化が一部進んではいるものの、家族を主体とした農業経営が多数を占めています。また、性別役割分担の意識が強い面もあることから、働き方の変化や暮らしにおける価値観の多様化に合わせて、女性の自己実現を図りながら生活できるよう取り組む必要があります。

また、少子高齢化に伴う人口減少を起因とする空き家の増加が地域課題となっています。空き家の増加は、防犯や景観の悪化、近隣の生活環境への悪影響などが懸念されます。空き家を地域活性や移住・定住促進における地域資源ととらえ、積極的な利活用と計画的な土地利用が求められています。

イ その対策

近年では過疎地域の可能性を広げる新たな潮流、いわゆる田園回帰が全国的に広がりを見せていることから、この流れを的確に捉えながら、過疎地域が有する課題の解決と地域の活性化を図り、移住・定住に関する施策の充実やニーズに合った情報を発信し、移住・定住の促進に取り組めます。

女性の自己実現が図られる就業環境の整備や、女性起業塾など起業マインドの創出を推進します。

さらに、令和 4（2022）年 3 月に、本市と生活圏を共にする、玉東町、南関町及び和水町との間で、「第 2 期玉名圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。今後は、このビジョンに基づき、互いの地域特性を生かし、役割を分担しながら、住民が安心して豊かな暮らしを続けられるよう圏域全体の活性化を目指し、生活機能の強化やネットワークの強化、

圏域マネジメント能力の強化を図り、圏域全体での移住・定住の促進に関する取組を展開していきます。

また、若者世帯の移住・定住を促すために、住宅取得費等の補助を行います。空き家バンク制度では、空き家の利活用に関するセミナーを実施し、空き家所有者への空き家利活用を促進するとともに、起業時等に空き家を活用して創業を促進する取組を始めます。

本地域からの人口流出の抑制と地域外からの人口流入を促進するため、計画的な土地利用に努めます。

（２）地域間交流の促進

ア 現状と問題点

経済、教育、文化、スポーツ、住民生活など、多くの分野で自治体の枠を超えた交流が続いている玉名圏域定住自立圏では、人口減少社会が急速に進展する中、玉名圏域への人口流入を目指して、その地域の特色を生かしながら、子どもから高齢者まで、安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

天水地域においては、国道 501 号沿いに農産物直売所「郷〇市」^{ごうまるいち}や温泉施設等があり、比較的地域外からの観光客が多いエリアとなっています。また、夏目漱石の小説「草枕」を題材とした催事などを随時開催しており、多くの交流を生み出しています。

昨今のコロナ禍により、住民の多様な価値観や生活様式の変化によって、人と人とのつながりが以前と比べ希薄になることの懸念と併せ、人々が集まることに抵抗感などを感じる風潮があり、時代に即した人々の交流を検討する必要があります。

イ その対策

天水地域の「まち・ひと・しごと」といった移住・定住に関する情報を、玉名圏域で連携、協力し情報を発信していくとともに、熊本県が主催する移住フェアなどにも積極的に参加します。また、荒尾市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市と本市で形成する県北 6 市区長等代表者連絡協議会で意見交換等を行い、地域間の交流を促進します。

玉名圏域の地域課題の解決やにぎわいづくりを通じ、関係人口の創出を図る事業を展開し、認知度・魅力度向上に取り組みます。

（３）人材育成

ア 現状と問題点

天水地域は、農村地帯であり、地域の業種の多様化が生まれにくい状況であるため、地域社会の担い手の確保を進めていく必要があります。

このような中、現在、地域活動の担い手の育成として、市内各地域の区長（自治会長）を対象とした説明会や講演会のほか、市内に 21 ある支館の支館長や事務局を対象とした研

修等を実施しています。誰もがいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会をつくるために、「協働のまちづくり」を強力に推進する必要があります。

また、地域外から多様な人材を受け入れて担い手不足を補完し、地域で継続的に交流を行う関係性を築くことで、新たな地域のファンの創出や、兼業・副業を推進することで地域の担い手を広範囲から確保する取組が必要です。

イ その対策

強固な地域共同体（自治会）が機能していた時代は、地域自治の運営は地域内で受け継がれていましたが、地域社会が多様化する中で、これからの地域自治の在り方は刻々と変化し、一定のスキルが必要となっています。このようなスキルを地域の担い手に学んでもらい、持続可能な地域づくりの礎とします。

また、地元若手経営者が地域課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスの事業化のためのノウハウを学ぶ「ビジネス塾」を開催し、既存事業者及び新規創業者の起業支援を行います。さらに、地域活動の担い手候補である学生などに地域の実情を認知してもらうことが必要であることから、高校生や大学生を対象とした「地域発見ゼミ」を開くことで、地域課題に触れ、地域の理解促進を進め多様な人材の掘り起こしを行います。

加えて、個々の興味関心に対して、主体的に取り組むきっかけづくりとしての生涯学習活動や市民活動団体の結成など、育成・支援を続け、「小さな社会をたくさん創る」ことを目指します。

このような地域的課題や公共的課題に対して主体的に参加する市民、NPO 法人が増えるよう、支援制度を創設します。また、地域運営組織の組織化と設立を目指し、多様なニーズに基づいた人々のつながりを醸成させ、公共サービスの一部や地域課題の解決、地域の持続的発展に向けた取組を行う組織の活動を支援します。さらに、不足する人的パワーを補うために、地域おこし協力隊や集落支援員などを積極的に活用します。

（４）計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成	定住促進事業 地域づくり事業	玉名市 玉名市

3 産業の振興

(1) 農業

ア 現状と問題点

天水地域は、トマト（ミニトマト）、いちご、ナスなどの施設園芸が盛んです。また、古くから温州みかんの産地として知られており、隣接する河内地区（熊本市）と合わせると、熊本県内の6割のみかんを生産しています。

玉名市産業祭や東京、大阪等で開催されるイベントなどにおいて地場産品を出品するとともに、飲食店における地産地消の取組を推進しています。家庭や教育機関、医療施設など更なる地場産品の消費・活用を推進する必要があります。

近年は、異常気象による農産物の品質低下やイノシシ等による農作物への被害が深刻化しており、特に、水稻や温州みかん等を中心に被害が発生しています。収穫直前の被害が多く、農業生産意欲の減退に繋がる可能性があり、被害発生を防止する必要があります。

また、農産物の価格低迷、燃油価格や農業資材の高騰など、農業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。最近では、地域農業を支える担い手への農地の集積、集約化が喫緊の課題となっており、特に、営農上や景観上配慮すべき耕作放棄地の積極的な解消が求められているため、意欲ある経営者、新規就農者、集落営農組織などの多様な経営体を育成、確保する必要があります。

農業の基盤は、圃場や農道等の整備及び農業用水の確保であり、農業基盤を整備することにより多様な耕作条件を備え、農業生産力の向上、コストの削減を図ることができます。また、圃場整備等の区画整理を行う一方で、未整備の農道や土水路の農業用排水路も多く存在しており、大雨時の農作物への被害を防止するため排水不良を解消する必要があります。

イ その対策

農業が本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の地産地消を推進しています。また、地元農産物などを販売する農産物直売所「郷〇市」^{ごうまるいち}を中心に、地場産品の消費・活用を推進します。さらに、市民、農業者、農業団体、事業者及び行政との協働により、魅力ある農村を次の世代に引き継ぐ取組を支援します。

異常気象による農産物の品質低下やイノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害を軽減させるため、県、周辺市町、関係機関、被害地域と連携、協力しながら、実効性ある被害対策に努めます。

農産物の価格低迷、燃油価格や農業資材の高騰については、国、県の経済対策支援を積極的に活用します。また、今後は地域の担い手への農地の流動化を図るなど農地の利用調整に努めます。

新規就農者や集落営農組織など多様な経営体を確保、育成し、農業を維持、活性化させるため、農業経営に関する情報を発信します。

新規就農者については、営農に必要な基礎的能力の習得を目的とする研修会や支援の充実を図るとともに、新たに就農を希望する者に対しては、農業を始める上で必要な技術・知識・経営ノウハウ等の情報を提供し、広域的な支援に取り組みます。

農業基盤を強化するため、圃場整備、用排水施設整備、農道整備などを推進します。

(2) 林業

ア 現状と問題点

天水地域の森林面積は、161.9ha で、地域の面積の 7.5% を占めています。そのうちスギを主体とした人工林の面積は、59.7ha であり人工林率は 36.9% です。そのほか天水地域には、国有林が 91.6ha あります。

引き続き、「玉名市森林整備計画」に基づき、実情に応じた森林整備を推進する必要があります。

イ その対策

森林は、生態系の維持、災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止など、多面的な機能を有しており、この機能を持続することで、地域環境の保全に貢献するため、森林環境譲与税を活用し計画的かつ実情に応じた森林整備を図ります。

(3) 商工業

ア 現状と問題点

商業の活性化には、地域の核となる人材の育成や新規創業者育成支援が重要であり、玉名商工会議所や玉名市商工会等の商工団体と連携した取組を行っています。

高齢化等で買い物が困難な人への対応も地域課題として重要であり、その対策が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けてきた昨今の経験から、感染症や災害に強く、事業継続が可能な商工業の基盤を強化することが求められています。

地域の活力を維持するためには、新規企業の誘致や地場企業、新規創業者の育成などに取り組む必要があります。

また、地場企業、金融機関、大学、行政が一体となり、既存事業主（者）や女性を対象とした、事業承継、第二創業、地域の特性等を生かした創業を後押しするための人材育成やビジネスモデルを創出する必要があります。

イ その対策

玉名商工会議所や玉名市商工会等の商工団体との連携により、核となる人材を育成し商工業の活性化を図ります。

買い物支援による交流や見守り活動などを推進することで、地域にあった買い物の仕組みを構築します。

新型コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえ、感染症を含めた災害に強い商工業の基盤づくりを推進します。

雇用の場の確保や地域経済の活性化、企業立地の加速化を図るため、閉校した小学校の活用や、空き地等の情報を把握し、企業誘致のための工業用地の確保を促進します。また、ウィズコロナ時代に即した進出企業のニーズに応えるための体制を強化するほか、本市の魅力となる情報を効果的に発信し、優良企業の誘致を推進します。

新たな活力、雇用を生み出すため、観光、物産など地域資源を活用した創業を支援するとともに、玉名商工会議所や玉名市商工会等の商工団体と連携し、新規創業者の発掘や育成に努めます。

既存事業主（者）を対象に、人口減少社会の中での新たなビジネス起業塾「たまな未来創造塾」を継続して開催します。また、「女性を対象とした起業塾」も開催し、女性の転入促進や転出等を防ぐための多様な働き方を実現する新たな仕組みを構築します。

（４）情報通信産業

ア 現状と問題点

天水地域では、令和元（2019）年度に通信事業者が行う超高速インターネットサービス提供のためのインフラ整備の補助を行い、市内の情報通信格差の解消を行いました。

昨今では、コロナ禍における感染症対策や働き方改革の一環として、情報通信環境を活用したテレワークやサテライトオフィス等、就労の場所が分散化しており、都市部からの移住等も見込まれる状況です。

今後は、地域産業の高度化や多様化及び情報通信産業の振興を図るため、IT 関連企業の立地促進や、それらを担う人材の確保等を進めていく必要があります。

イ その対策

コロナ禍によりテレワークが普及し、都市集中型社会から地方分散型社会への気運が高まっています。また、国がデジタル庁を創設しデジタル時代のインフラ整備を推進していくことから、天水地域においても、熊本市や福岡市などの大都市との至近距離にある等の強みを生かし、民間企業等が行うサテライトオフィスやテレワークの場としての活用につなげるなど、情報通信産業の振興を推進していきます。

(5) 観光

ア 現状と問題点

天水地域には、夏目漱石ゆかりの温泉である「小天温泉」があり、食事処や地元特産品の直売所等を併設する「草枕温泉てんすい」や、地元農産物や加工品、工芸品などを販売する農産物直売所「郷〇市」^{ごうまるいち}のほか、漱石の代表作である小説「草枕」の舞台となった「前田家別邸」や作品にまつわる資料等を展示する「草枕交流館」など豊富な観光資源があります。また、みかん畑が広がる山間部から有明海、そして雲仙普賢岳を眺める景色は、多くの人々を魅了しており、ポテンシャルの高い観光資源が多く様々な体験コンテンツがあります。

しかしながら、観光関連事業者が個々に活動しており、それぞれが独立的・限定的であることから地域全体としての「観光のコト消費化及びストーリー化」が進んでいません。また、地域のイベントの中には、開催開始から数十年が経過するものも複数あり、観光ルートのパターンが固定化しているため、短時間の滞在にとどまる典型的な「通過型」観光地となっています。さらに、明治時代に建築された「前田家別邸」や平成9（1997）年に建築されこの地域における一番の集客施設である「草枕温泉てんすい」など各施設が経年劣化による老朽化や体験内容の恒常化により、来訪者数も減少しています。

加えて、新幹線新玉名駅や在来線玉名駅からの二次アクセスが不便であることから、バスツアーや自家用車でのアクセスが中心となり、公共交通での来訪がほとんどない状況です。

イ その対策

天水地域の新鮮な食材を使った食事・農業体験・自然環境を十分に生かし、「量から質」、「モノ消費からコト消費」、「心身の癒し」といった観光需要の高まりと、本地域が持つ多くの観光体験コンテンツ（資源）や特産品をつなげることで関連事業者間との連携を深め、地域内はもとより市内の回遊を促進させ滞在時間の延長を図っていきます。

この取組を行うことにより、まち全体として「観光地としてのコト消費化」の底上げを行うことができ、収益の向上を図り、通過型観光地からの脱却による経済波及効果を高めていきます。

また、天水地域は、本市の観光素材の中において最重要地域と捉えており、そのシンボリック存在である「草枕温泉てんすい」をはじめその他関連施設においては、老朽化が進んでいることから、大規模改修を含め、施設のリニューアルを検討します。

さらに、「観光型 MaaS」の導入やデジタル技術の導入を行い、便利に観光地を巡れる仕組みを整備することにより、観光客の満足度を上げるだけでなく、これまで本市の中心部だけに訪れていた観光客を、市内全域の多くのスポットを周遊してもらうことに繋がり、結果として市全体の活性化を図るための取組を推進します。

(6) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の 振興	(1) 基 盤 整 備 農 業	古川護岸改修整備工事 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農山漁村地域整備交付金事業 土地改良事業	未定 玉名市 熊本県 玉名市
	(3) 経営近代化施設 農 業	集落基盤整備事業	玉名市
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	郷〇市運営事業	玉名市
	(9) 観光又はレクリエーション	みかんと草枕の里施設整備事業	玉名市
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第 1 次産業	農業生産向上対策事業 経営所得安定対策推進事業（直接支払推進事業） 果樹総合対策事業 鳥獣被害対策事業 担い手育成推進事業 産地生産基盤パワーアップ事業 多面的機能支払交付金事業	玉名市 玉名市 玉名市 玉名市 玉名市 玉名市 玉名市
	商工業・6次産業化	買い物弱者対策支援事業	玉名市
	観光	みかんと草枕の里誘客促進事業	玉名市 協議会 倶楽部

(7) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
天水町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の進行を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」に掲げる(1)～(5)の業種の「その対策」及び「計画」の
おり。

ウ 他市町村との連携

産業振興を促進するに当たっては、玉名圏域定住自立圏内の構成市町をはじめ、近隣自治体と連携を図りながら進めていきます。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

玉名市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。ただし、玉名市公共施設等総合管理計画の改定を行った場合は、改定後の同方針に沿うものとします。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化

ア 現状と問題点

令和元（2019）年度に国の補助を受け、市内全域に超高速ブロードバンド網を整備し、本市の情報通信格差は解消されました。

また、令和 3（2021）年度には市内 12 の公共施設への公衆無線 LAN の整備を行い、災害時における避難所（1 次避難所）や、観光産業等での活用が可能となりました。

また、市内の一部地域で通信事業者によるサービス提供が開始された新世代の移動体通信（5G）は、随時提供エリアの拡大が見込まれ、産業・雇用の創出による地域活性化をはじめ、様々な地域の課題解決に期待されています。

このような中、地域デジタル社会の形成に向け、高齢者など多くの住民がデジタル社会の恩恵を実感することができるように、リテラシーとセキュリティ意識の向上等を含め、地域・行政の情報化に新たな情報格差（デジタルデバイド）を生じないように取り組む必要があります。また、得られたデジタル情報は EBPM の手法を活用し、行政事業の効率化に反映させる必要があります。

さらに、教育分野においてもプログラミング教育が開始されるなど、市民の情報技術の向上が図られています。今後、市民・企業・行政が保有するデジタル情報を共有し、活用しながら、地域課題等の解決を図っていく必要があります。

イ その対策

パソコンやスマートフォンなどの情報機器類の操作が不慣れな市民への操作研修・学習機会の充実を行うことにより、オンライン手続きやキャッシュレス決済などの実用性・実効性を高めます。

一方で、インターネットショッピングやテレワークの推進による関係人口の創出、移住・定住の促進、地場製品の PR、観光コンテンツの情報発信や産業立地の促進などを行います。また、プレミアム付きデジタル商品券等の促進を図ることで、市民のデジタル意識の変革に取り組みます。

公衆無線 LAN は訪日外国人観光客や市外からの来訪者のニーズが高く、さらには、緊急時や災害時に電話回線にアクセスが集中することで利用できない場合でも、利用できる通信手段としても有効であるため、今後もニーズに応じて、設置場所の最適化及び拡充の検討を行います。

さらに、デジタル技術を活用した地域課題の解決や様々なツールを活用した情報発信、知りたい情報をすぐに知ることのできる情報検索機能、チャット機能を活用した問い合わせ機能の充実など市民サービスの向上に向けた取組を推進します。また、行政情報のオー

プンデータ化を図り、市民の参加と協働の取組を進め地域の活性化を推進するとともに、得られたデータを様々な活動に利活用できる環境を目指します。

行政及び市立小中学校で利用するネットワークインフラ(光ファイバケーブル)の老朽化対策等、安定的にかつ持続可能なサービスの提供に向け光ファイバケーブルの敷設替等を含め検討します。

(2) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	ネットワーク(光ファイバ・PC・PR等)管理事業 <u>公衆無線 LAN 環境整備事業</u>	玉名市 <u>玉名市</u>

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

玉名市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 国道等の主要幹線道路

ア 現状と問題点

天水地域を通過する主要道路として国道 501 号、県道熊本玉名線などがあり、熊本市西区河内町を通過し、宇土市や熊本市中心部と結ばれています。

本地域においては、想定最大規模の洪水が発生した際に、国道 501 号周辺において 3.0m 以上の浸水が想定されるなど、自然災害等に対して脆弱な箇所があり、災害からの安全性や、強靱性の確保を図っていく必要があります。また、山間部を通る道路については、急こう配や狭あい等の危険箇所も多く、更なる道路整備と道路施設の適正な維持管理が必要です。

また、地域高規格道路として「有明海沿岸道路（Ⅱ期）」が、平成 10（1998）年 6 月に候補路線に指定されており、本地域を通過する予定となっています。

福岡県大牟田市から長洲町までの区間については、国土交通省による計画段階評価が行なわれ、ルートの対応方針が決定されています。県が令和 3（2021）年 6 月に策定した「熊本県新広域道路交通計画」及び国が令和 3（2021）年 7 月に策定した「九州地方新広域道路交通計画」において、熊本市から佐賀県鹿島市に至る一連の区間を高規格道路として位置付けられました。加えて、玉名市を起点とした「有明海沿岸連絡道路」を「構想路線」とされたことから今後の進捗を注視することと併せ、「有明海沿岸道路（熊本県側）」全線の早期実現に向け、関係機関等との連携が必要です。

イ その対策

広域幹線道路である国道や県道などの高規格道路や一般広域道路に関する事業を促進するため、積極的な要望活動を展開します。

有明海沿岸道路（熊本県側）の全線国直轄による早期整備を要望するとともに、大牟田市～荒尾市間の早期整備、荒尾市～長洲町間の早期着工を国、県等に要望します。

(2) 市道等の生活道路

ア 現状と問題点

国道や県道を基幹として市内の地域間を結ぶ市道は、住民にとって重要な道路です。本市が管理する道路の総延長は、令和 3 (2021) 年 3 月 31 日時点で 858km となっています。このうち、天水地域の総延長は 141km です。

歩行者や自転車が利用しやすい環境や利便性の向上と安全性を確保するため、道路や歩道の新設・改良、舗装や側溝の改良などの整備が求められています。

本市においても、道路橋等の橋梁の老朽化が進んでいます。老朽化した道路の計画的な改修を行うとともに、道路橋は、平成 26 (2014) 年度の法令改正を踏まえ、メンテナンスサイクル（点検-診断-措置-記録）を確立し、予防保全型の管理による長寿命化を図る必要があります。

イ その対策

市内の交通ネットワークを担う生活道路については、歩行者や自転車が安全に利用しやすい環境を確保するため、道路、歩道、側溝などの計画的な整備を図ります。

市内に広く存在する道路橋の長寿命化を図るため、メンテナンスサイクル（点検-診断-措置-記録）を確立するとともに、予防保全型の管理体制への移行による適切かつ効果的な維持管理に努めます。

(3) 農道

ア 現状と問題点

本市の農道の総延長は、令和 3 (2021) 年 8 月 1 日現在で約 262km（農林水産省の統計調査時報告距離）となっています。

農道は、農地の適正管理、効率的な農業経営を行うための重要な施設であるとともに、公共道路を補完する道路としても地域活性化の役割を果たすため、整備を推進する必要があります。

イ その対策

農道は、農業の近代化、農産物流通の効率化と地域農業の持続的発展及び農村の総合的な振興を図る役割を果たすとともに、国道や県道、市道と連携して地域の道路網を形成し、農村環境の改善や地域活性化にも寄与していることを重視し、投資効果の高いものから順次整備を行っていきます。

(4) 公共交通

ア 現状と問題点

市内の公共交通は、九州新幹線新玉名駅、JR 鹿児島本線 3 駅（大野下駅、玉名駅、肥後伊倉駅）を有する鉄道と、JR 鹿児島本線玉名駅を起点とした市内循環バス等の路線バス、予約制乗合タクシーが運行し、主要な観光地、周辺市町を接続していて、免許返納後の高齢者や、学生、観光客等の利用が多い状況です。

天水地域の特徴としては高齢者が多く、安価で便利な公共交通のニーズは非常に高い状況であり、自動車運転免許証を返納しても不便を感じない移動手段の確保が大きな課題となっています。外出の機会を担保することは、健康維持にも深く関わる重要なテーマとなっているため、地域ニーズをくみ取り、既存公共交通の見直しと改善を図る必要があります。

また、地球温暖化防止の観点から、環境に配慮した交通手段の導入を推進するとともに、住民や観光客の移動手段の確保が必要です。

イ その対策

交通手段の確保については、地域の実情に応じた最適な公共交通体系を目指します。このため、利用者の意見と利用実態の把握に努め、運行事業者と連携しながらニーズに即した輸送体系を構築します。

また、人流や物流に係るデータを可視化し、スムーズなモビリティ環境を実現する MaaS や、スマートモビリティ環境の実現とともに、住民や観光客等の移動手段の確保のために、「ドア to ドア」のサービスのほか、住民力などを活用したラストワンマイルの課題に対応できるような地域内の移動手段を整備・検討し、また、鉄道等への接続を円滑にして、市内外にアクセスのしやすい交通手段の確保と併せ、環境負荷の低減に努めます。

(5) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道路	道路メンテナンスサイクル事業（舗装） 道路新設改良事業 社会資本整備総合交付金（天神山線）	玉名市 玉名市 玉名市
	橋りょう	橋梁メンテナンスサイクル事業	玉名市
	その他	呑崎港浚渫工事	玉名市
	(2) 農道	農業用道路舗装工事 集落基盤整備事業 農山漁村地域整備交付金事業 土地改良事業	玉名市 玉名市 熊本県 玉名市
	(6) 自動車等 自動車	EV導入整備事業	玉名市
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通対策事業	玉名市 運行事業者
	その他	公共施設予約システム整備事業	玉名市

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

玉名市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 水道

ア 現状と問題点

天水地域では、平成 28（2016）年 3 月に、生活基盤の強化として安全で安定した水道事業を継続するために、玉名市水道事業と天水町東地区簡易水道事業、天水町北横内簡易水道事業、天水町部田見専用水道（玉水ニュータウン）についての統合認可を得ています。令和 3（2021）年度では、計画給水人口 49,900 人、計画一日最大給水量 20,150 m³、給水人口は 49,160 人、普及率 76.45%、有収水率 79.55%という状況で、安全で安定した水道水を供給しています。

水道は、市民生活を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、その事業運営に当たっては、安全で安心な水道水を安定して供給できる効率的な体制整備が求められています。また、平成 28（2016）年度に策定した「玉名市水道施設整備計画（上水道事業水運用検討業務）」を基に管路を含めた施設の更新を計画的に推進し、同時に耐震性の確保に努める必要があります。

イ その対策

近年の節水機器の普及や節水意識の向上と将来の人口減少による給水収益の低下が予測される中、安全で良質な水を持続的に供給するため、平成 29（2017）年度に策定した「アセットマネジメント計画」に基づき、老朽化した水道施設の更新や強靱化を推進します。また、人材育成、技術継承、管理運営の見直しなどを行い、経営の効率化を推進します。

(2) 下水道等

ア 現状と問題点

本市の生活排水処理は、公共水域の水質浄化や水質保全、生活環境・住環境の改善を図ることを目的に公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業及び合併処理浄化槽事業を実施しています。

天水地域は、一部で農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を実施しており、当該事業区域以外では、合併処理浄化槽等の設置が必要です。令和 3（2021）年度末の農業集落排水供用人口 1,065 人（376 世帯）、処理区域人口 1,927 人（786 世帯）、水洗化率 55.27%で、特定地域生活排水処理事業による合併処理浄化槽設置総数は、217 基という状況です。

下水道等は、生活環境や公衆衛生の向上に寄与するものであり、汚水処理施設の有する特性や経済性などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備を実施する必要があります。

イ その対策

天水地域の水洗化率（55.27％）は、公共下水道地域の水洗化率（88.87％）と比較し、低いレベルが続いています。このような状況が継続すると農業集落排水事業の財政負担の増加につながり、健全かつ安定した事業経営を維持することが困難となります。地域の実情に応じた効率的かつ適正な農業集落排水処理施設の整備を図るため、老朽化による機能低下が懸念される污水处理場等の改修を「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき計画的に実施し、施設の機能強化に努めるとともに、水洗化率向上を図るため、地域住民への説明会や啓発活動を推進します。

また、農業集落排水事業計画区域以外においては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽に関する啓発活動に努めるとともに、浄化槽の設置整備を推進します。

（３）ごみ処理施設

ア 現状と問題点

一般廃棄物（ごみ）について、天水地域は有明広域行政事務組合が設置する東部環境センターにおいて、燃えるごみの焼却と再資源化のための資源物の選別を行っています。

本地域の家庭ごみの排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。

これまで、ごみの減量化に向けて、広報紙やホームページでの記事掲載のほか、ごみ・資源収集カレンダーや啓発チラシなどを配布し、分別意識の徹底に努めてきました。ごみ分別、環境美化などの意識啓発を更に促し、廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の、いわゆる 3R の適正な処分を推進し、環境負荷の低減に向けた循環型社会の実現を図る必要があります。

また、不法投棄の発見と発生抑止のため、市民意識の啓発を促すとともに、不法投棄をさせない環境づくりを進める必要があります。

イ その対策

ごみ・資源収集カレンダーやごみ分け早見表の配布、環境教育の実施などで、ごみ分別の意識を高めるための取組を継続して行います。また、生ごみ処理機等の購入費の一部を補助することでごみの減量化を継続して推進します。

資源ごみについても効率的に再資源化するため、分別の徹底など、意識啓発に努めます。また、循環型社会システムの構築を図るため、廃棄物の 3R の取組について広報紙やホームページなどを活用し、環境負荷の低減に向けた取組意識の啓発を推進します。

家庭ごみや産業廃棄物などの不法投棄を防ぐため、関係機関と連携し、パトロール等の巡回の強化を図るとともに、市民や事業所の環境美化活動への参加を推進します。

（４）し尿処理施設

ア 現状と問題点

天水地域のし尿及び浄化槽汚泥については、有明広域行政事務組合が設置する第１衛生センターで処理しています。

有明広域行政事務組合では他に、和水町に設置する第２衛生センターを有していましたが、共に施設の老朽化が著しく、近年の生活様式の変化に対応するため、平成 31（2019）年４月から第１衛生センターに統合し、処理規模を拡張して１日に 90 kℓのし尿・浄化槽汚泥を処理できる膜分離装置を付加させ、有機性廃棄物のリサイクル推進施設として循環型社会にふさわしい施設となりました。

今後も、施設から発生する処理汚泥等について、可能な限り有効利用を図っていく必要があります。

イ その対策

施設から発生する処理汚泥等について適正に処理します。また、堆肥化事業を継続し、無料で市民への配布を行い浄化槽汚泥廃棄物の有効活用を図ります。

（５）消防施設

ア 現状と問題点

本市の消防体制は、有明広域行政事務組合消防本部による「常備消防」と、各地区の消防団による「非常備消防」によって構成されています。

大規模災害対策や、防災・減災対策の更なる充実に向け、県内外の防災関係機関や民間事業者との協力体制を強化する必要があります。また、災害の複雑化や多様化に対応するため、より一層の消防力強化を図るとともに、消防活動を迅速かつ確実に実施できるよう消防団員を確保し、活動の充実に取り組む必要があります。

イ その対策

円滑な応急活動を実施するため、災害時における連絡体制や役割分担などについて、市内や県内外の防災関係機関、民間事業者と事前調整等を行い、一層の協力体制の充実に努めます。

常備消防については、災害の複雑化や多様化に対応するため、有明広域行政事務組合消防本部による救助に関する教育訓練体制の充実や、救急救助業務実施体制の強化を促進します。

非常備消防については、活動の維持と活性化のため、人員（団員）の確保と体制強化を図るとともに、活動に必要な資機材、装備、施設などの充実に努めます。

(6) 市営住宅

ア 現状と問題点

天水地域において管理している公営住宅は、新立石団地 1 棟 (6 戸) で、昭和 50 (1975) 年に建設された築 47 年の公営住宅です。今後、20 年ほどで耐用年数を迎えることから、経年劣化による修繕等の実施により、公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努め、良好な住環境を整備する必要があります。

イ その対策

玉名市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替事業及び計画修繕、改善等を図り、良好な住環境の整備に努めます。

(7) 防災・交通安全・防犯対策

ア 現状と問題点

防災体制については、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災訓練の実施や防災活動のための資機材支援など、自主防災組織の育成強化を図っています。今後とも、地域の防災力を強化するため、日頃から市民の防災・減災意識を高めるとともに、災害時に自主防災組織等の役割が十分に発揮できるよう、訓練を重ねていく必要があります。

交通安全対策では、歩行者の安全確保のため、関係機関や団体と連携し、交通安全教室等による交通安全意識の啓発活動を実施するとともに、通学路の点検や歩道の整備、道路拡張などの交通事故の発生防止対策を講じる必要があります。

防犯対策では、PTA や補導員などの防犯協力団体と連携し、青色パトロールカーによる巡回等を実施しています。また、LED 照明防犯灯の更なる普及や防犯カメラを整備する必要があります。

イ その対策

災害時においては、自助・共助による活動が重要であるため、防災・減災に関する知識の普及を図り、平常時から防災・減災意識を高めるように促すとともに、防災訓練等に市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。また、共助の要である自主防災組織について、訓練等の活動を支援します。

安全な道路空間を形成し、歩行者の安全確保のため、危険性や緊急性などを考慮しながら、主要道路や通学路の歩道整備、道路拡幅など交通安全施設を整備するとともに、関係団体との連携により危険箇所の把握やその解消に努めます。

防犯対策を強化するため、行政区、学校、家庭、職場への防犯に関する広報活動を充実させるとともに、青色パトロールカーによる巡回等の地域防犯活動を支援します。LED 照

明防犯灯や防犯カメラの整備が必要な場所には、管理する行政区等に対し、設置に対する補助制度の活用を推進します。

（８）危険家屋等の対策

ア 現状と問題点

空き家の増加は全国的な問題であり、課題となっています。本市でも、空き家問題に対応するため、平成 27（2015）年 12 月に「玉名市空家等対策の推進に関する条例」を制定し、平成 29（2017）年 9 月に「玉名市空家等対策計画」を策定、令和 4(2022)年 3 月に改定しました。

今後も、空き家の発生予防、適正管理を促し、利活用を推進する必要があります。

イ その対策

空き家の放置に起因する事故や災害の防止、景観の向上を図るため、「玉名市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、空き家の発生予防や、適正管理を促し、併せて利活用を推進します。

管理が不適切な老朽危険空家等の除却を促進し、居住環境の整備改善を図るため、老朽危険空家等の除却費用の補助を行います。

また、空家対策の推進を加速させるべく、民間事業者や関係機関と連携し、多様なニーズに合った遊休不動産等の活用事業を展開します。

（９）生活排水の対策

ア 現状と問題点

住居地域における衛生環境の悪化した排水路の改修を行い、排水の円滑な流れを確保するとともに衛生的な生活環境を築く必要があります。

イ その対策

生活排水路を整備・改修することにより、雑草や土砂の堆積を防ぎ、排水のスムーズな流れを確保します。また、悪臭や蚊、ハエ等の発生を抑制し、快適で衛生的な生活環境の整備を図ります。

(10) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	天水東地区水道施設統合事業（丸尾地区）	玉名市
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設	尾田、竹野地区農業集落排水施設整備	玉名市
	その他	浄化槽整備事業	玉名市
	(5) 消防施設	消防団施設設備整備事業 消防施設整備事業	玉名市 玉名市
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	浄化槽設置整備事業	玉名市
	防災・防犯	老朽危険空き家等除却促進事業	玉名市
	(8) その他	用悪水路整備事業	玉名市

(11) 公共施設等総合管理計画等との整合

玉名市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

ア 現状と問題点

安心して子どもを産み育てることができるよう、また、次世代の主役である子どもの育ちが確実に保障されるよう、子育て環境の整備に努めています。しかしながら、核家族や共働き世帯の増加、就労形態の変化などに伴い、子育て世帯におけるニーズは多様化しており、それに対応していくことが求められています。

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、育児不安、育児ストレスを抱える親や、産後うつになる母親などが増えています。関係機関が連携し、子どもの成長に応じた支援を切れ目なく実施していく必要があります。

イ その対策

子育て家庭のニーズに応じた質の高いサービスを提供するため、教育・保育サービス事業者等と連携し、受入体制の確保や保育の質の向上、保育施設の整備に取り組みます。また、広報紙やホームページを活用し保育士の確保に努めるとともに、各種研修への参加を促すなど、保育士等の人材育成に取り組みます。

仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）など、ニーズに応じた事業の充実を図ります。

地域子育て支援拠点施設を中心に保育所や児童館などが連携し、子育て世帯のニーズに応じた多様な支援を実施するための環境を整備します。

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実を図るため、「母子健康包括支援センター」を拠点とし、関係機関と連携して、地域とのつながりの場を提供します。

(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進

ア 現状と問題点

本市の令和4(2022)年3月末における高齢化率は35.0%で、天水地域においては39.9%となっています。今後さらに高齢化率が高まることが予測され、高齢者の増加とともに、要介護（要支援）認定者や認知症高齢者が更に増加することが見込まれています。

要介護（要支援）認定者が、適正なサービスを十分に利用できるよう、介護人材やサービスの提供量の安定確保に取り組む必要があります。

また、高齢者の自立支援、健康づくりを推進するため介護予防を推進するとともに、充実した高齢期を送れるよう、生きがいづくり活動を支援し、高齢者の地域参加、社会参加の促進に取り組む必要があります。加えて、高齢者の交流や活動の機会を提供する受け皿と

なる施設（天水老人憩の家）の老朽化が進んでおり、計画的な整備、改修等が必要となっています。

認知症の人やその家族が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、支え合える環境を整備し、高齢者見守りの更なる充実を図る必要があります。

高齢等により日常の買い物や通院が困難で、また、運転免許証の自主返納をした場合でも外出できる移動手段の確保やその対策が求められています。

イ その対策

介護を必要とする高齢者が、適正な介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の周知に努め、また、介護サービス提供事業者等と連携し、サービスの提供量の確保に努めるとともに、質の向上を図ります。

高齢者一人一人がその人らしく暮らすことができるよう、元気の度合い等に応じ、様々な介護予防活動（自立支援や認知症の予防活動など）の場を提供します。また、高齢者が充実した高齢期を送れるよう、生きがいつくり活動を支援するとともに、高齢者の地域参加や交流、活動の機会を提供する受け皿となる施設（天水老人憩の家）については、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画において、計画的な改修を実施し、適正な施設の維持管理を行い、長寿命化を図ります。

認知症になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、医療と介護が連携した体制の構築を推進します。

高齢者を対象とした移動支援として外出支援サービスや福祉バスの運行を行い、移動手段の確保に努めます。また、買い物支援による交流や見守り活動を支援し、地域にあった買い物の仕組みを構築します。

（３）障がい者の保健・福祉の向上及び増進

ア 現状と問題点

障がい者福祉について、「玉名市障がい者計画」、「玉名市障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に基づき、福祉サービスを提供しています。

今後も、障がい者（児）の自立支援や家族の負担軽減のため、多様なニーズに対応するための必要な福祉サービスの量の確保や質の充実を図ることに加え、障がいの特性に配慮し、きめ細かな情報提供を継続する必要があります。

さらに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、障がいに対する理解を深める必要があります。

イ その対策

障がい者（児）が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指して、市民や関係団体との協働により、地域で生活するうえでの様々な課題の解決に取り組みます。

また、障がい者（児）が、障がい福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を促進します。さらに、日常生活を支援するため、有明広域市町村圏の2市4町での相談支援事業や、移動支援などを実施するほか、在宅での生活環境の向上やその家族の負担軽減のため、玉名市住宅改造助成事業及び玉名市居宅生活動作補助用具給付等事業などにより、在宅での自立支援を促進します。

一方で、障がい者（児）が、適切に福祉サービスが利用できるよう、広報紙やホームページなどによる周知や、市役所窓口で「障がい福祉のしおり」等を配布し、分かりやすい説明に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、情報提供の充実を図ります。

さらに、障がい者（児）の権利擁護を推進するため、「玉名市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」などを踏まえ、障がい者（児）に対する市民の理解促進に努めます。

（４）計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て 環境の確保、 高齢者等の保健 及び福祉の向上 及び増進	(3) 高齢者福祉施設 その他	天水老人憩の家施設改修事業	玉名市
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	児童館事業	玉名市
	高齢者・障害者福祉	買い物弱者対策支援事業（再掲）	玉名市

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

玉名市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 医療の確保

ア 現状と問題点

私たちを取り巻く環境の中で、健康を阻害する要因が複雑化し、増加する生活習慣病に対する住民の疾病予防が大きな問題となっており、本市としては、その予防のため、地域全体での健康教育等による啓発や関係機関と連携した生活習慣改善のための支援体制の整備に取り組む必要があります。

また、本市の医療施設について、中核病院であるくまもと県北病院や多くの病院施設は旧玉名市の中心部に多く、周辺の旧町部にもいくつか点在しているものの、公共交通の不便などが緊急時の医療環境としての不安要素となっています。

地域の医療体制については、診療所と中核病院との連携により地域の医療体制を確立していますが、特に、中核病院であるくまもと県北病院において臨時的に医療従事者が配置されることが多く、地域に定着しないケースがあるなど、医療体制の構築に苦慮している現状があります。また、高齢化の進展に伴い、医療と介護等他分野との連携体制の充実や、在宅医療提供体制の整備検討の必要性が高まっています。

イ その対策

生涯を通じて健やかな生活を送れるようにするため、特定保健指導等を実施することで、地域全体への健康教育等による啓発や、関係団体と連携した生活習慣改善のための支援体制の整備に努めます。

また、くまもと県北病院に機能強化された健康管理センターと玉名郡市医師会との連携の下、関係機関と協力し、特定健診、がん検診等を実施することで、疾病予防と病気の早期発見に努めます。

地域の医療体制については、安定的かつ継続的に医療サービスが受けられるように、県や県地域医療支援機構など関係機関と連携しながら、医師等の確保に努めます。また、遠隔診療(オンライン診療)の運用に向けた検討を進めるなど、安定的かつ継続的な在宅医療サービスの提供ができるよう地域完結型医療体制を維持します。

9 教育の振興

(1) 学校教育

ア 現状と問題点

学校は、人間形成の基礎づくりの場であり、小中学校が連携したうえで、基礎的・基本的な知識・技能の定着及び思考力、判断力、表現力などの育成、さらには、情報教育、環境教育、国際理解教育など社会の変化に対応した学習の充実を図ることにより、児童生徒一人一人に社会を生き抜く力を身に付けさせるとともに、地域の歴史や文化、伝統に対する誇りと愛着心を育む場でもあります。

天水地域では、「玉名市学校規模・配置適正化基本計画」に基づき、天水中学校区の3つの小学校（玉水小・小天小・小天東小）の再編を進め、その結果、令和2（2020）年4月に小天小学校と小天東小学校が統合して小天小学校となりました。また、玉水小学校と小天小学校の統合については、保護者・地域・学校の代表からなる「新しい学校づくり委員会」において、令和元（2019）年12月から協議を始め、令和4（2022）年3月に全9回の協議を終了し、一定の方向性が示されたところです。

少子化により、本地域の児童生徒数が減少していくことが予測される中、今後もより望ましい学習集団の中で教育活動が行われるよう、児童生徒の教育環境の整備、向上に取り組んでいく必要があります。そこで、「玉名市小中一貫教育推進計画」に基づき、学校再編を進めるとともに、今後も小中学校の教職員が連携し、義務教育9年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導を充実させ、児童生徒の健全な育成を図っていく必要があります。

また、近年、発達障がい等に起因して、学校生活や集団生活を送るうえでの困り感を持つ児童生徒が増加していることから、発達障がい等に対する理解等を図り、学校において、個別の支援に対応できる人材を配置する必要があります。

併せて、児童生徒に対して安定した教育活動ができる環境を整備するため、教職員への校務支援等を行い、教職員の業務の明確化・適正化などに取り組む必要があります。

さらに、学校施設については、児童生徒が安全に安心して過ごすことのできる学びの場であるとともに、避難所としての役割も担っているため、誰もが使いやすい施設の改修等に取り組む必要があります。

イ その対策

学校は、人間形成の基礎づくりの場であることから、「基礎・基本を学ぶ」ことを前提としたうえで、更に個性を伸ばすなど、小中一貫した教育を行うことで、児童生徒一人一人に社会を生き抜く力を身に付けさせます。

児童生徒にグローバルかつ多様な視点で物事を考える力を身に付けさせるとともに、英語教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を効果的に活用し、コミュニケーション

能力の向上を目指します。今後も「エンジョイ・イングリッシュ」に取り組むことで、英会話力の基礎を培うとともに、英語検定の活用を通して、英語への関心を高めるなど、グローバル人材の育成を目指します。

児童生徒が情報化社会を生き抜くことができるよう、ICT を活用しながら、情報活用能力と情報モラルを身に付けさせ、情報化社会に対応できる資質を育成する教育活動の充実に努めます。

学校生活において特別な支援を必要とする児童生徒に個別の支援を行っていくため、小中学校のニーズに応じた特別支援教育支援員の配置を推進します。

児童生徒が、より良い教育環境の中で効果的な教育を受けられるよう、「第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画」に基づき、学校再編を推進します。また、学校再編により閉校した小学校は、その活用に向けて検討します。

児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成と学力向上を図るため、「玉名市小中一貫教育推進計画」に基づき、各中学校区において9年間の育ちをつなぐ小中一貫した教育を推進します。

学校は、児童生徒の学びの場であるとともに、避難所としての役割も担っているため、老朽化した施設の計画的な改修や改築、解体、整備等に努めます。

教職員が児童生徒に対する指導を一層充実させ、健康で生き生きとやりがいをもって勤務することができる環境の整備に努めます。

(2) 生涯学習

ア 現状と問題点

本市では社会教育活動支援、社会教育団体活動支援や公民館事業を多岐にわたり行い、市民に対して多様な学習の場や機会を提供しています。

しかし、人口減少、高齢化、人と人とのつながりの希薄化など、生涯学習を取り巻く状況は、社会環境や生活環境の変化に伴い多様化しており、今まで以上に幅広く学習できる環境の整備が求められています。

急速に進むグローバル社会において、将来的に世界で活躍できる人材の育成が求められており、学校外でも外国語や異文化を学べる機会と環境を整備する必要があります。

今後の地域社会を持続可能なものとするうえで、人生100年時代を地域社会の一員として、健康的で生きがいを感じながら暮らしていくためには、誰もが生涯にわたり自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果や活動をつなぎ広げていくこと、さらには、地域の自立と課題解決のために、市民の主体的な参画意識を高め、育む必要があります。

生涯学習社会の実現のために市民の学習機会の更なる充実を図るとともに、社会教育活動、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな分野において、学習成果を生かす機会が

充実するよう、各事業や講座の内容を精査し、関係機関との連携体制を強化する必要があります。

また、図書館においては、市民の要望に応じて適切な選書を行うとともに、子ども読書推進活動に取り組み、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、地域や学校と連携し、多様な行事等を通して、読書に親しむ機会の提供に努める必要があります。また、図書館の資料提供機能の充実を図るなど、多様化する市民のニーズに応じたサービスを提供する必要があります。

イ その対策

市民の多様なニーズに応えるため、地域の身近な小中学校、高等学校、大学等との連携を強化し、幅広い学習機会の提供や、地域ボランティアの育成、活用に努めます。

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を通し、学校を核とした地域づくりを目指します。また、放課後に安全で安心して過ごせるように小学校の余裕教室を子どもの活動拠点として、地域住民の協力を得て、多様な学習活動や文化芸術体験活動などを実施します。

気軽に外国語や異文化に触れあえる機会を提供するとともに、低年齢の時期から英語と外国人に接することでコミュニケーション能力を養い、グローバル人材の育成を目指します。また、天水町公民館をはじめとした地域の施設を活用し、多様な住民が交流できる場を提供します。

市民一人一人が、自己実現を目指し、豊かな人生を送るため、市内4つの公民館（中央・岱明町・横島町・天水町）が連携し、地域の実情に合わせた公民館講座等の実施に努めます。また、オンライン講座や動画の配信等 ICT を活用した学習機会の提供を進め、公民館に出向くことが難しい人でも、また、遠方からでも学習できる環境を整備します。

生涯学習活動の拠点施設である天水町公民館の環境の整備を図り、有効的かつ効率的な運営を行います。

市民の文化及び教養の向上を図るため、図書館の蔵書数の充実に努めるとともに、年齢に応じた様々なイベントやコンクールなどを地域や学校教育と連携し実施します。

図書サービスの向上を図るため、従来の来館型サービスのほか、電子図書の充実により、新型コロナウイルス感染拡大等の影響による外出抑制や、図書館の休館や閉館時においても、24時間、図書の貸出しサービスを提供します。また、高齢者、障がい者、子育て中の人などの来館が難しい人へのサービス拡充を行い、図書館の利用を促進するとともに、地域における情報収集の拠点として市民生活に役立つ施設整備に努めます。

(3) スポーツ

ア 現状と問題点

市民のスポーツニーズが多様化する中、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。また、子どもの運動不足による体力低下、高齢者の医療費増大などにより、体力づくりや健康づくりに対する市民の意識が高まっています。

今後の課題として、中学校部活動の地域移行により、総合型地域スポーツクラブが更に重要となるため、安定した地域スポーツ活動ができるよう長期的視野に立って運営体制の強化を図っていく必要があります。

体育施設は、市民のスポーツ活動や健康づくりなどの拠点施設として、適正な運営や維持管理が必要であるものの、老朽化した施設も多く、施設改修や体育備品の入れ替えなどにより、利用者にとって使いやすく、安全・安心な施設の整備が求められています。

イ その対策

市民が「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」気軽にスポーツを楽しめる環境の整備に努めるとともに、生涯スポーツへの発展が期待できる総合型地域スポーツクラブとの連携について長期的視野に立って強化を図っていきます。また、スポーツを通じ、心身の健康増進とスポーツの楽しさを体験できる活動の普及・啓発に努めます。

子どもから高齢者までの体力低下などに対応するため、学校教育や介護予防などと連携し、子どもから高齢者までの健康維持や体力増進に役立つスポーツ活動、また ICT を使った多様なスポーツ分野の普及・啓発のほか、指導・育成にも努めます。

中学校部活動の地域移行を見据え、関係機関と連携して、総合型地域スポーツクラブでの受入が可能となるための取組を推進します。

競技力の向上はもとより、健康増進や余暇活動としてのスポーツレクリエーションの拠点となる体育施設の安全確保が必要なことから、既存の体育施設や設備の改修、体育備品の整備に努めるとともに、市民が積極的かつ効率的に利用できるよう管理運営の向上に努めます。

(4) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎	学校規模適正化事業（天水中学校区） 学校施設整備事業（改修・改築・解体含む）	玉名市 玉名市
	屋内運動場	屋内運動場整備事業（改修・改築・解体含む）	玉名市

	屋外運動場	屋外運動場整備事業	玉名市
	水泳プール	プール改修・改築事業	玉名市
	スクールバス・ポート	小学校管理事業（スクールバス）	玉名市
	給食施設	天水学校給食センター改修・改築事業	玉名市
	そ の 他	情報通信ネットワーク整備事業 学校跡地整備事業（改修・改築・解体含む）	玉名市 玉名市
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	体育施設管理運営事業	玉名市
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	情報教育推進事業 小中一貫教育推進事業 外国語指導事業 特別支援教育総合推進事業 小学校管理事業（スクールバス）	玉名市 玉名市 玉名市 玉名市 玉名市
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業	玉名市

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

玉名市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 集落の整備

ア 現状と問題点

天水地域においては、人口減少や少子高齢化の進展により、地域の担い手不足やコミュニティ機能の低下に伴う集落の維持が、今後の大きな課題となります。

人口減少に対応した地域づくりに向けて、医療・福祉サービス、商店、教育サービス、防災体制など、地域での生活を支える生活サービスの現状や今後の見通し、あるいは地域で暮らし続けるうえでの住民ニーズなどを把握する必要があります。

また、地域の将来をどうしたいか、自分たちに何ができるかなどを話し合い、同時に人材育成や外部人材による持続可能な地域づくりに向けた地域住民の主体性を高める必要があります。

イ その対策

市役所天水支所周辺を「地域拠点」として位置付け、スーパーマーケットや医療機関、郵便局・銀行、図書館といった生活関連サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。また、地域に点在する集落の機能を維持するため「小さな拠点」などの施策を活用しながら、周辺エリアの生活利便性を維持するための方策を検討します。さらに、地域内に、オープンスペースの確保を行い、人々のつながりの維持や、災害時にも安心安全に暮らせる環境を整えていきます。

加えて、集落内でのサービスや活動、役割分担などについて話し合う「地域運営組織（仮称）」を設置し、持続可能な集落の形成を目指します。また、集落の運営を支えるスタッフとして、地域内だけでなく地域外にも広く声を掛け、人材を確保します。さらに、互いに助け合い、地域の課題に取り組むため、地域コミュニティ活動が円滑に行えるよう、住民にとって最も身近な地域コミュニティである行政区（自治会）等の運営を支援します。

主体的に活動する市民を中心にニーズの高いサービス、購買や宿泊など収益が期待できる事業の組み立て、地域内の様々な仕事を組み合わせて雇用を確保する「特定地域づくり事業協同組合制度」を活用するなど、持続的に「地域運営組織（仮称）」が運営できる仕組みを構築します。また、地域の状況に応じて活動の立ち上げに必要な経費の補助や施設の委託管理や事業委託などを通じて、「地域運営組織（仮称）」の取組を支援します。

天水町公民館は、市民の多様な活動を支える学びの提供の場となるような環境の整備に努めるとともに、市民にとって最も身近な交流の場として利用されている自治公民館（地元公民館）の環境整備等を支援します。

(2) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集 落 の 整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集 落 整 備	地域づくり事業（再掲）	玉名市

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等

ア 現状と問題点

天水地域には、縄文時代以降、先人が営んできた生活や文化を今日に伝える文化財が点在しています。縄文時代の旧海岸線と考えられる丘陵裾部に所在する貝塚、有明海を望む丘陵上に形成された古墳時代の古墳群や横穴墓、丘陵中に認められる古代期の製鉄遺跡、現在の集落内に点在する中世から近世にかけての石造物、近世期の干拓事業に伴う樋門や堤防、近代期の建築物などがあり、それらのうち、特に重要なものを県・市の指定文化財としていますが、それらの中には十分な保存・活用環境が整っていないものもあります。

また、地域の伝統行事や伝統芸能も伝承されており、その主なものとして、小天天子宮火の神祭りと肥後神楽が挙げられます。これらについては、市の無形民俗文化財に指定していますが、社会情勢の変化や人口減少による後継者不足により、今後その継承が困難となることが予想されます。

イ その対策

地域の文化財を守ることは、地域の歴史を継承し文化を守ることでもあり、ひいては地域のコミュニティを守ることにもつながります。このため、指定文化財については、現状の維持管理に努めるとともに、必要に応じて個別の保存活用計画を策定し、保存環境・活用環境の整備を図ります。併せて未指定文化財についても、保存上必要なものについては、調査を実施したうえで新規指定を行います。

また、地域の民俗芸能保存団体や歴史・文化に関する団体・組織等の活動に対しては、積極的に支援することで、歴史・文化資源の保存・活用の担い手となる人材育成と人材確保を図ります。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

ア 現状と問題点

本市をはじめ県内各地域に甚大な被害をもたらした令和 2（2020）年 7 月豪雨など、全国的に頻発する豪雨の背景には、地球温暖化の影響があると懸念されています。

地球温暖化については、地球規模の問題として、世界各国で対策が進められている中、熊本県においても「2050 年までに県内の CO2 排出を実質ゼロ」とする計画目標が掲げられています。

本市においても、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度までに 40%削減する計画を推進しています。

このため、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な地域づくりを進めるため、再生可能エネルギーの利用とカーボンニュートラルへの取組を推進していく必要があります。

イ その対策

天水地域においては、山、川、海と、豊かな自然の恩恵を受けており、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギー資源に恵まれています。

これらの潜在的なエネルギー資源を生かし、地域の経済的自立につなげ、国や県が目指す「2050 年カーボンニュートラル」への貢献や、本市の再生可能エネルギーの導入を促進するため、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入や、市民や事業者等に対する再生可能エネルギー普及促進に努めます。

(2) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	EV 導入整備事業（再掲）	玉名市

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 景観形成

ア 現状と課題

天水地域は、「玉名市景観計画」において、「みかん畑・集落ゾーン」「田園景観ゾーン」「眺望点」に、歴史・産業・地形・風土に裏付けされた地域特有の景観資源を位置付け、それぞれに景観形成方針を定めています。

しかし、担い手不足による耕作放棄地や空き家の増加など、本地域の特徴的な景観である丘陵地のみかん畑や農村集落の景観が徐々に損なわれつつあります。

また、魅力的な眺望景観や集落景観も、市民や来訪者にその魅力を伝えきれておらず、景観に対する興味、関心が醸成されていない現状です。

本地域の特徴的かつ魅力的な景観を維持するために、住民・まちづくり団体・行政の協働による取組が必要です。

イ その対策

地域特有の景観を「守り・育む」取組を、住民・まちづくり団体・行政が協働で進めることで、「住みたくなる」「歩きたくなる」地域を目指します。

また、歴史、産業、地形、風土に裏付けされた景観を次の世代に継承する取組を併せて推進します。

(2) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業 景観	景観形成推進事業	玉名市

事業計画（令和４年度から令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住 地域間交流 人材育成	定住促進事業	玉名市	移住・定住、地域の担い手の確保及び地域の維持・活性化により人口減少の抑制を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
		地域づくり事業	玉名市	
2 産業の振興	第1次産業	農業生産向上対策事業	玉名市	農林業、商工業、観光業の振興及び担い手の確保・育成等により地域経済の活性化を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
		経営所得安定対策推進事業 (直接支払推進事業)	玉名市	
		果樹総合対策事業	玉名市	
		鳥獣被害対策事業	玉名市	
		担い手育成推進事業	玉名市	
		産地生産基盤パワーアップ事業	玉名市	
		多面的機能支払交付金事業	玉名市	
	商工業・6次産業化	買い物弱者対策支援事業	玉名市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	地域公共交通対策事業	玉名市 運行事業者	交通不便地域における住民の移動手段の確保やその運用に関する制度を構築することにより、地域住民の利便性向上を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
	その他	公共施設予約システム整備事業	玉名市	

5 生活環境の整備	生活	浄化槽設置整備事業	玉名市	浄化槽の設置に要する費用の補助は定住化を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
	防災・防犯	老朽危険空き家等除却促進事業	玉名市	老朽した危険な空き家の除却を促進し、居住環境の整備を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	児童館事業	玉名市	遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることで、地域児童の健全育成に寄与する取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
	高齢者・障害者福祉	買い物弱者対策支援事業（再掲）	玉名市	買い物支援による交流や見守り活動を支援し、地域にあった買い物の仕組みを構築する取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
8 教育の振興	義務教育	情報教育推進事業	玉名市	児童生徒の心身の健全な発達に向けた教育環境の整備により、グローバル人材の育成及び情報化社会に対応できる資質を育成する取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
		小中一貫教育推進事業	玉名市	
		外国語指導事業	玉名市	
		特別支援教育総合推進事業	玉名市	
		小学校管理事業（スクールバス）	玉名市	
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業	玉名市	誰もが生涯にわたり自由に学習機会を選択し学ぶこと

				ができ、その成果や活動をつなぎ広げていく取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
9 集落の整備	集落整備	地域づくり事業（再掲）	玉名市	地域の担い手の確保及び地域の維持・活性化等を図る取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	景観	景観形成推進事業	玉名市	住民等と行政の協働により、地域特有の景観を維持及び景観意識の醸成を図るための取組であり、将来にわたり効果が見込め、過疎地域の持続的発展に資するものである。